

令和5年度 最上町省エネ設備導入緊急支援事業補助金

申請の手引き

電気料金や原油価格高騰によってエネルギー費用負担が増大し、影響を受けている町内事業者等を支援するため、省エネルギー化に向けた設備導入に補助金を交付します。



令和5年度 商工観光課 エネルギー産業推進室

最上町省エネ設備導入緊急支援事業補助金

1：交付対象者となるもの

次の要件を満たす方が対象となります。

(1) 次のいずれかに該当するもの。

ア：町内に所在する自らが所有する住宅に対象設備を導入する個人

※但し、個人の場合は後述する木質バイオマス機器のみが対象

イ：町内に所在する事務所等に対象設備を導入する個人事業主・法人・団体等

※但し、個人事業主・法人・団体等の場合は最上町内に事務所等を有し、

1年以上の事業継続実績を有していること

(2) 最上町に債務の滞納がないこと。

(3) (1) イ：にあつては本補助金の交付後も事業を継続する者であること。

2：交付対象外となるもの

次に掲げるものは交付の対象外となります。

(1) 次のア、イいずれかに該当する事業者。

ア：下記表に該当する大企業

イ：個人農林水産事業者

<大企業の定義>

業種	以下のいずれも満たすこと	
	資本金等の額	従業員
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (②～④を除く)	3億円超	300人超
②卸売業	1億円超	100人超
③サービス業	5千万円超	100人超
④小売業	5千万円超	50人超

(2) 自治会・自治組織等による申請。

(3) 暴力団員と密接な関係を有するもの。

(4) 宗教活動又は政治活動を目的とするもの。

(5) その他本補助金の目的に照らして、町長が不相当と認めたもの。

最上町省エネ設備導入緊急支援事業補助金

3：補助対象事業・補助金額

事業番号	区分	交付対象者	補助額	補助要件
①	木質バイオマス燃焼機器設置工事	個人 個人事業主 法人 団体等	設置費用の1/2 (上限15万円) ※ボイラーの場合 (上限30万円)	工事費を含む 新規設置・更新どちらでも可 (薪又はペレットストーブ、ボイラー等)
②	LED照明設備設置工事	個人事業主 法人 団体等	事業に係る経費の2/3 (上限100万円)	従前の設備に代えてLEDを光源とする照明機器を導入する事業 電球等の単なる光源のみの取替は対象外
③	高効率給湯機設置工事	個人事業主 法人	設置費用の1/3 (上限20万円)	従前の設備に代えて消費エネルギー等を10%以上削減する設備を導入する事業
④	高効率空調設備設置工事	個人事業主 法人	設置費用の1/3 (上限20万円)	従前の設備に代えて消費エネルギー等を10%以上削減する設備を導入する事業
⑤	高効率厨房機器設置工事	個人事業主 法人	設置費用の1/3 (上限20万円)	従前の設備に代えて消費エネルギー等を10%以上削減する設備を導入する事業
⑥	太陽光発電設備	個人 住宅	公称最大出力(kw表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨て) 1kwあたり3万円 (公称最大出力10kw未満に限る) (上限10万円)	※災害時に地域でお互いに支えあえる共助への協力を必須とする。

【留意事項】

※補助金の交付決定後に事業着手するとともに、令和6年2月22日(木)までに補助事業を完了し、かつ、補助事業実績報告書を提出できること。

※補助対象事業の施行業者は町内事業者であること。

(元請事業者が町内事業者であれば下請けは町外でも可)

※木質バイオマス・太陽光発電設備以外は新設は不可。従前の設備に変更する機器整備のみ対象。

※給湯・空調・厨房機器においては専ら事業用として使用するものであること。

※給湯・空調・厨房機器においては更新する前と同等の仕様のものに限る。

※店舗併用住宅・自宅兼事務所等の場合、居住する部分以外に設置する場合を補助対象とする。(居住部分と店舗・事務所等が不明確な場合は補助対象外)

※中古品・リユース品等の導入は不可とする。

※消費税及び地方消費税相当額、導入に付帯する各種サービス料金ならびに銀行等への振込手数料は補助対象経費外とする。

※補助金に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

最上町省エネ設備導入緊急支援事業補助金

4：補助対象事業・補助金額（機器詳細（一例））

▼太陽光発電設備

▼木質バイオマス燃焼機器

- ・薪ストーブ
- ・ペレットストーブ

▼高効率給湯設備

- ・電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート）
- ・潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）
- ・潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）
- ・ガスエンジン給湯器（エコウィル）
- ・ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリット給湯器）

▼高効率空調設備

- ・電気式パッケージエアコン
- ・ガスヒートポンプ式エアコン
- ・中央熱源式空調機
- ・ルームエアコン

▼高効率厨房機器

- ・業務用冷蔵庫
- ・業務用冷凍庫
- ・ショーケース
- ・フリーザー
- ・チェストフリーザー
- ・ストッカー
- ・プレハブ冷蔵庫
- ・プレハブ冷凍庫

最上町省エネ設備導入緊急支援事業補助金

5：申請方法

郵送・持参による申請

※先着順での受付となります。全ての書類が揃った日を受付日とします。

※書類に不備がある場合、受付とはなりません。

※補助金の予算額に達し次第、受付を終了とします。

●申請書の配布方法

①最上町役場ホームページからダウンロードください。

②最上町役場商工観光課エネルギー産業推進室窓口からお受取ください。

●申請先

下記記載の問い合わせ先 まで送付ください。

<提出書類>

◆申請時提出書類 各種証明書・カタログ等は写し可

事業番号①～⑤共通

- (1) 令和5年度 最上町省エネ設備導入緊急支援事業補助金申請書
- (2) 導入する設備がわかるもの 例) カタログ、パンフレットなど
- (3) 設置場所位置図 例) 地図やマップを印刷したものなど
- (4) 事業経費がわかるもの 例) 見積書、内訳書など

事業番号②～⑤及び①の申請者が個人事業主・法人の場合の追加書類

- (4) 申請者を証する書類
例) (法人) 登記簿謄本又は法人登記情報など
(個人事業主) 町で住民票の有無を調査するので不要です
- (5) 継続して1年以上の事業実績を証する書類
例) (法人) 確定申告書別表一及び法人事業概況説明書(両面)
(個人事業主) 確定申告書、住民税申告書、売上帳簿、許認可の写し等

最上町省エネ設備導入緊急支援事業補助金

事業番号②～⑤の追加書類

(6) 従前の設備の消費エネルギーがわかる資料 (省エネ比較のため)

例) 従前設置の消費電力の表示写真やカタログなど

LED 事業の場合は交換基数と従前設備の消費電力がわかるもの

※個人・法人を問わない団体による申請の場合は事前にご相談ください。

◆事業完了時提出書類

事業番号①～⑤共通

(1) 令和5年度 最上町省エネ設備導入緊急支援事業補助金実績報告書

(2) 令和5年度 最上町省エネ設備導入緊急支援事業請求書

(3) 補助金振込み先口座がわかる書類 例) 通帳の口座情報の写しなど

(4) 支払いを証明する書類 例) 領収証・通帳の支払い部分の写しなど

(5) 設置状況がわかる写真 例) 施行前・施工後の写真

6 : 申請について

申請書の総額が予算額に達した時点で、申請書の提出期限前に申請締切とさせていただきますので、お早めに申請してください。

※予算残額についてはエネルギー産業推進室にお問い合わせください。

7 : 設備導入及び実績報告書の提出期限

省エネ設備の導入完了 (経費の支払い完了を含む) 及び、実績報告書の提出期限は、**令和6年2月22日 (木)** です。

尚、受付後でも期限までに導入ができない場合、実績報告書が提出されない場合については補助金の交付決定を取消ことがありますのでご注意ください。

最上町省エネ設備導入緊急支援事業補助金

8：補助金の支払いまで

実績報告書の内容を確認し、**職員による現地立会い**を実施します。

その後、実績内容が適正である場合、請求書記載の口座に補助金を振り込みいたします。

9：事業内容に変更が生じた場合

更新する設備の内容、設備費、工事費等に変更が生じた場合、変更申請書の提出が必要となる場合がありますので、**変更前にお問い合わせください。**

※事業内容の変更によって補助金交付決定額を増額することはできません。

※承認を受けずに変更し、事業を進めた場合、補助対象とはならず、交付決定を取り消す場合がありますのでご注意ください。

10：その他

・補助金の不正受給は犯罪行為です、虚偽の申請、虚偽の報告その他の不正行為によって補助金を受け取った場合は補助金を返還していただきます。悪質な場合は刑事告訴をする場合があります。

・本事業は電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金に基づく事業です。

11：問い合わせ及び書類送付先

〒999-6101

山形県最上郡最上町大字向町644番地

最上町役場 商工観光課 エネルギー産業推進室

☎0233-43-2111（214）

問い合わせ対応：平日の8時30分～17時15分まで

最上町省工ネ設備導入緊急支援事業補助金

1 2 : 手続きの流れ

